標準文書保存期間基準(保存期間表)(富士吉田簡易裁判所) 令和5年12月2							
	SHA MAR	業務に係る司法行政		分類例			<u> </u>
事項	業務の区分	文書の類型	司法行政文書の具体例	大分類	中分類	名 称 (小分類)	保存期間
関する事項	(1) 俸給その他の 給与に関する業 務		出勤簿	職員人事(事 務)	人事帳簿	出勤簿(○○年)	5年
			登庁簿			登庁簿(〇〇年)	5年
			超過勤務等命令簿			超過勤務等命令簿(〇 〇年)	5年3月
	(2) 勤務時間、休 暇、職員団体そ の他の服務に関 する業務		休暇簿			休暇簿(○○年)	3年
			フレックスタイム制申 告・割振り簿			フレックスタイム制申 告・割振り簿 (○○ 年)	3年
2 訟務に関する 事項	訟廷事務に関す る業務	最高裁からの連絡文書、 事件記録の廃棄、検査等 に関する文書 訟廷事務に関する業務に ついての一時的文書	連絡文書、一時的通達、通知文書、送付書	訟務(事務)	雑(連絡文書)	雑(連絡文書)(〇〇 年度)	5年
3 会計に関する 事項	(1)支出に関する文 書		消滅した債権に関する債 権管理簿		会計帳簿	消滅した債権に関する 債権管理簿(○○年 度)	5年
			現金出納簿			現金出納簿(〇〇年 度)	5年
	(2) 保管物に関する 業務		民事保管物原簿、押収物 送付票、押収通貨整理 簿、押収物処分簿、傍受 の原記録原簿			民事保管物原簿(〇〇 年度)	5年
		民事保管物、押収物 等の受入れ及び処分 に関する文書	受領票、押収物国庫帰属 通知書		民事保管物、押収物等(受入 れ、処分)	民事保管物、押収物等 (受入れ、処分) (〇 ○年度)	5年
	(3)検査及び監査に 関する業務	検査の結果が記載さ れた文書	収入金、前渡資金、歳入 歳出外現金、政府保管有 価証券、物品及び保管物 の定期及び臨時の検査書		検査、監査(検 査)	検査、監査(検査) (○○年度)	5年
		会計に関する業務に ついての一時的文書	交換簿、郵便切手交換希 望票		予納郵便切手	予納郵便切手(〇〇年 度)	1年
4 庶務に関する事項	(1) 文書の管理に関する業務	ア 文書の管理に関する連絡文書	一時的通達	庶務(事務)	文書(連絡文書)	文書(連絡文書)(〇 〇年度)	5年
		イ 文書の廃棄の意 思決定が記載され た文書	廃棄目録		文書 (廃棄)	文書(廃棄)(〇〇年 度)	5年
		ウ 文書の保存期間 等が定められた文 書	標準文書保存期間基準 (保存期間表)		文書(保存期間 基準)	文書(保存期間基準) (〇〇年度)	5年
		工庶務帳簿	文書受理簿、文書発送簿		庶務帳簿	文書受理簿(〇〇年 度)	5年
						文書発送簿(〇〇年 度)	
			特殊文書受付簿、当直文 書受付簿、送付簿			特殊文書受付簿(〇〇 年度)	3年
	(2) 出入商人、、見幸 一年、掲示、最一年 の貼が、現立、最一年 の財政でが 一年 一年 の財政で 一年 一年 の 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	庶務帳簿	拾得物一覧表、拾得物件 預り書			拾得物一覧表 (○○年 度)	3年
	(3) 庶務に関する 業務((1)に該当 するものを除 く。)		保護通知書		保護通知書	保護通知書(○○年 度)	1年